

租税特別措置等に係る政策評価

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等(政策目的及びその根拠、達成目標及びその実現による寄与等)、有効性等(適用数、適用額、減収額、効果及び税収減を是認する理由等)、相当性(租税特別措置等によるべき妥当性等、他の支援措置や義務付け等との役割分担等)等の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果等について

国土交通省政策評価基本計画(令和2年6月25日変更)及び令和3年度国土交通省事後評価実施計画(令和3年3月26日変更)に基づき、5件の事後評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、個別の評価結果は別添2のとおりである。

以上

評価を実施した租税特別措置等の一覧

事後評価

ページ

(国土政策局)

- | | | | |
|---|-----------------|---|---|
| 1 | 特定農山村地域における特別控除 | ※ | 1 |
|---|-----------------|---|---|

(不動産・建設経済局)

- | | | | |
|---|----------------------------------------------------------------|--|---|
| 2 | 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除 | | 6 |
| 3 | 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除
(国土利用計画法の規制区域内の土地等を譲渡する場合) | | 9 |

(都市局)

- | | | | |
|---|---------------------------------------------------------------------------|---|----|
| 4 | 避難解除区域等に係る特例措置(収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等)の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大 | ※ | 12 |
| 5 | 熊本地震による被害等からの復旧及び今後の災害への対応の観点からの税制上の措置(被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例) | | 16 |

(注)他省庁主管の租税特別措置等については、末尾に※を示した。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定農山村地域における特別控除
2	対象税目	① 政策評価の対象税目
		② 上記以外の税目
3	内容	《制度の概要》 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年6月16日法律第72号。以下「特定農山村法」という。)に基づき、市町村が作成する所有権移転等促進計画(以下「促進計画」という。)の定めるところにより、農地所有適格法人が農林地等を譲渡した場合には、年800万円を限度として所得の金額の計算上、損金に算入することができることとする措置。
		《関係条項》 租税特別措置法第65条の5第1項、第68条の76
4	担当部局	国土政策局 地方振興課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成28年度～令和2年度
6	創設年度及び改正経緯	平成5年度創設
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農村においては、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等において、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している状況にある中、農村の集落機能の維持と、中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進といった地域の特性に即した農林業等の振興を図る。
		《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本法(平成11年7月16日法律第106号)(抄) (中山間地域等の振興) 第三十五条 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域(以下「中山間地域等」という。)において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。 2 (略)

○特定農山村法(平成5年6月16日法律第72号)

法の目的として、第1条に、「特定農山村地域について、(中略)農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与する」ことを掲げている。

その実現に向けて、「農林業等活性化基盤整備促進事業」(法第2条第3項)を実施するものとしており、当該事業の一つとして、農林地等を対象とした「所有権の移転等」を促進する事業(農林地所有権移転等促進事業)(同項第3号(注))を講じ、農林地の「農林業上の(中略)利用の確保」等を図ることとしている。

(注)法第2条第3項第3号

農林地(中略)の農林業上の(中略)利用の確保(中略)を図るため、農林地等を対象として、所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)を促進する事業(以下「農林地所有権移転等促進事業」という。)

○食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
3. 農村の振興に関する施策

(1)地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進

中山間地域は、(中略)我が国の食料生産を担うとともに、豊かな自然や景観を有し、多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っている。(中略)中山間地域等を、今後も安定的に維持していくためには、(中略)中山間地域等直接支払制度により生産条件に関する不利を補正しつつ、地域特性を活かした作物や現場ニーズに対応した技術の導入を推進するとともに、米、野菜及び果樹等の作物の栽培や畜産、林業も含めた多様な経営の組合せにより所得を確保する複合経営モデルを提示する。

また、中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、農業生産を支える水路、ほ場等の総合的な基盤整備と、生産・販売施設等との一体的な整備を推進する。

○農林水産業・地域の活力創造プラン(令和2年12月15日改訂)

Ⅲ 政策の展開方向

7. 人口減少社会における農山漁村の活性化

高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(中略)地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることにより、農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めていく必要がある。

(中略)

また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業

		<p>を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。</p> <p>(中略)</p> <p>これらにより、我が国固有の歴史・文化・伝統・自然を育んできた美しい農山漁村を次世代に継承する。</p>												
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》出典「令和3年度農林水産省政策評価実施計画」 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 3. 農村の振興</p> <p>《政策分野》 ⑬ 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p> <p>○国土交通省の政策評価体系図における当該要望の位置づけ 政策目標：7都市再生・地域再生の推進 施策目標：25都市再生・地域再生を推進するに包含</p>												
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定農山村地域における基幹的な産業である農林業の生産活動の場である農林地等を、市町村が作成する促進計画により、営農意欲の高い農業者等に円滑に譲渡することを通じ、過疎化・高齢化等に伴う耕作放棄地化等を防止し、農林地等の農林業上の利用確保を通じた、中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進に寄与すること。</p> <p>(「食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)」に掲げた令和12年時点で確保される農地面積414万haの達成に寄与。なお、多様な農業経営の推進は、地域の特性を活かして所得を確保する経営といった、技術導入や複合経営化など、様々な手段や経営形態での取組により実現されるものであるため、数値による達成目標の設定が困難。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置の活用によって農林地等の所有権の移転等が促され、譲渡後も農林地等の農林業上の利用が確保されることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興が図られ、多様な農業経営の推進及び豊かで住みよい農山村の育成に寄与する。</p>												
9	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>適用数(実績)</p> <p style="text-align: right;">単位:件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省農村振興局地域振興課調べ。 ※ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特</p>	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	適用数	0	0	0	0	0
区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度									
適用数	0	0	0	0	0									

		<p>別措置等の適用数を含んでいるため、市町村に聞き取り調査を実施。</p> <p>※ 法人税、法人事業税及び法人住民税における適用数は同一。</p> <p>適用実績がない理由として、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業といった、他の制度により権利移転が行われていること、研修施設や交流施設の設置など、税制特例の対象とならない譲渡が行われていることが可能性として考えられる。</p>																								
	<p>② 適用額</p>	<p>適用額(実績)</p> <p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1" data-bbox="595 636 1409 853"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省農村振興局地域振興課調べ。 ※ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成 22 年法律第 8 号）に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用額を含んでいるため、市町村に聞き取り調査を実施。</p>	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	法人税	-	-	-	-	-	法人事業税	-	-	-	-	-	法人住民税	-	-	-	-	-
区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度																					
法人税	-	-	-	-	-																					
法人事業税	-	-	-	-	-																					
法人住民税	-	-	-	-	-																					
	<p>③ 減収額</p>	<p>減収額(実績)</p> <p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1" data-bbox="595 1077 1409 1294"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省農村振興局地域振興課調べ。 ※ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成 22 年法律第 8 号）に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用額を含んでいるため、市町村に聞き取り調査を実施。</p>	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	法人税	-	-	-	-	-	法人事業税	-	-	-	-	-	法人住民税	-	-	-	-	-
区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度																					
法人税	-	-	-	-	-																					
法人事業税	-	-	-	-	-																					
法人住民税	-	-	-	-	-																					
	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>農山村地域において人口減少・少子高齢化が進行する一方、田園回帰による農村への人の流れが継続しており、同地域の主要産業である農林業の振興はますます重要となっているところ、本措置により農林地等の農林業上の利用確保が図られる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除として、本特例措置と類似のものがあるが、そこでは農用地から林地への地目転換を行う譲渡は対象となっておらず、本特例が廃止された場合対応できないケースがあること、特定農山村法が存在する限り所有権の移転等は発生しうるものであり、その際、本措置が、譲渡後の農林地の農林業上の利用、農業の担い手への農地集積を促すインセンティブとなることで、中山間地</p>																								

			域の基幹産業である農林業の振興を図る必要があることから、本特例を存置する必要がある。
		⑤: 税収減を是認する理由等	直近の平成 28 年度から令和 2 年度における本措置の適用実績がないため、本措置による税収減に見合う効果等の定量的な分析はできないが、本措置は、農林地等の譲渡後も農林地等の農林業上の利用を確保し、計画的な土地利用を推進する上で意義は大きく、また、地域の特性に即した農林業等の振興による豊かで住みよい農山村の育成や、より有力な農業の担い手への農地集積の取組等にも寄与するものであることから、減収額を上回る効果があるものと考えられる。
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、農林地等の譲渡に伴い生じる譲渡所得への課税負担の軽減を図ることにより、農林地等の所有権の移転等を促すインセンティブを与え、農林地の農林業上の利用を促す措置である。 他の手段と比較した場合、補助金は、個々の土地の取引など個人の資産形成に資するものには馴染まないことから、本措置の方が誘導効果は高く、妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		
12	評価結果の反映の方向性		中山間地域は、農地に傾斜があるなど生産条件が不利であるため、人口減少・高齢化等に伴い耕作放棄地が発生しやすいと考えられる。本特例措置は、営農意欲の高い担い手への譲渡を促すことで、耕作放棄地化等防止し、農林地等の農林業上の利用確保を通じた、多様な農業経営の推進に寄与する。 このようなことから、近年実績はないが、引き続き本特例措置を継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義 法人住民税:義、法人事業税:義
		② 上記以外の税目	所得税:外、個人住民税:外
3	内容		《制度の概要》 法人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をした国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額から1,000万円(当該譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額)を控除する。
			《関係条項》 租税特別措置法第65条の5の2
4	担当部局		不動産・建設経済局不動産市場整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成29年度～令和2年度
6	創設年度及び改正経緯		平成21年度 創設
7	適用期間		平成22年12月31日 ※土地等の取得期限
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土地の流動化と有効利用を通じた景気の回復 ※上記は制定時の政策目的 《政策目的の根拠》 「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日、経済対策閣僚会議) 国民生活を守り、今年度からの3年間のうちに景気回復を最優先で実現する見地から、内需を刺激するための減税等、経済金融情勢の変化等に対応した税制措置を講じる。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する に包含
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例の適用を受けるための土地の取得期限は既に終了しており、現時点において新たに特例の適用を受ける者が発生することはないため、今後の達成目標を設定することは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —

9	有効性等	① 適用数	平成 29 年度 111 件 平成 30 年度 106 件 令和元年度 72 件 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 204 回国会提出)」による。
		② 適用額	平成 29 年度 0.91 百万円 平成 30 年度 0.85 百万円 令和元年度 0.58 百万円 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 204 回国会提出)」による。
		③ 減収額	平成 29 年度 0.32 百万円 平成 30 年度 0.3 百万円 令和元年度 0.2 百万円 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 204 回国会提出)」の適用額(控除額)に対して、法人税率(23.2%)、法人住民税(7%)、法人事業税(所得割1%、付加価値割 1.2%、特別法人事業税 260%)を用いて推計
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以降の景気後退の影響により、平成 19 年には 144 万件あった土地取引件数等が平成 21 年は 118 万件と、大幅に減少したが、本特例をはじめとした各種施策の効果により、令和元年には土地取引件数が 131 万件まで回復するなど、不動産市場の活性化を通じた景気回復に効果があった。 (参考)土地取引件数の推移 平成 19 年度 144 万件 平成 20 年度 129 万件 平成 21 年度 118 万件 平成 22 年度 115 万件 平成 23 年度 114 万件 平成 24 年度 120 万件 平成 25 年度 128 万件 平成 26 年度 126 万件 平成 27 年度 129 万件 平成 28 年度 129 万件 平成 29 年度 132 万件 平成 30 年度 131 万件 令和元年度 131 万件 令和2年度 128 万件 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本租税特別措置により、税制上のインセンティブを与えることで、平成 21 年・22 年の土地等の取得が促進され、不動産市場の活性化を通じた景気回復に効果があった。
		⑤ 税込減を是認する理由等	本特例を始めとした各種施策の効果により、厳しい景気局面においても一定の土地取引が下支えされたものであり、その効果は単なる土地取引の活性化のみならず、不動産市場の活性化を通じて日本の景気全体の底上げにつながったものであると考えられるため、税込減に

			比して大きいと言える。
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	平成 20 年当時、土地取引件数の減少や地価の持続的な下落など、土地市場は厳しい状況にあり、土地需要を喚起し、土地の流動化と有効利用を強力に推進することは、わが国経済全体を力強く浮揚させる上でも急務となっていた。このため、緊急経済対策として、将来譲渡益に対する本特例措置により土地需要の喚起を図る必要があったもの。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係るほかの支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、地価下落の続く地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		本特例の適用を受けるための土地等の取得期限はすでに終了しているが、本特例が適用される土地の譲渡取引は今後も継続的に見込まれるため、措置自体は引き続き継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(国土利用計画法の規制区域内の土地等を譲渡する場合)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義 法人住民税:義、法人事業税:義
		② 上記以外の税目	所得税:外、個人住民税:外
3	内容		《制度の概要》 国土利用計画法(以下、「法」という。)に規定する規制区域内にある土地等(棚卸資産を除く。)を、都道府県知事又は指定都市の長(以下、「都道府県知事等」という。)に譲渡する場合には、同一年内の譲渡について、年1,500万円を限度としてその譲渡所得を特別控除(損金算入)する。
			《関係条項》 租税特別措置法第65条の4第1項第18号
4	担当部局		国土交通省不動産・建設経済局土地政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成27年度～令和2年度(6力年)
6	創設年度及び改正経緯		昭和49年度 税制措置創設
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 規制区域制度の円滑な運用を通じて、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。 《政策目的の根拠》 国土利用計画法(昭和49年6月25日法律第92号) 第11条 土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、全国にわたり土地取引の規制に関する措置の強化が図られるべきものとし、その緊急性にかんがみ、次章及び第五章で定めるところにより、土地取引の規制に関する措置が講じられるものとする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用確保のための条件整備を推進する に包含
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 規制区域内の土地売買等の契約を不許可にされた土地等の適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。 本規制制度は、地価の高騰等に際して緊急的に土地取引を抑制することを目的とした制度である。法施行以来、本制度に係る規制区

			<p>域の指定は全国で一度も行われておらず、達成目標に対する測定指標を設定することは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、規制区域内において土地売買等の契約を不許可にされた土地等の適正かつ合理的な土地利用の確保が図られ、もって全体としての適正かつ合理的な土地利用に寄与する。</p>
9	有効性等	① 適用数	<p>適用実績無し</p> <p>※法施行以来規制区域の指定実績はないものの、都市開発や災害時等における投機的取引の発生可能性に鑑みると、規制区域制度及び本特例措置は存置する必要がある。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。</p>
		② 適用額	<p>平成 27 年度0百万円</p> <p>平成 28 年度0百万円</p> <p>平成 29 年度0百万円</p> <p>平成 30 年度0百万円</p> <p>令和 元年度0百万円</p> <p>令和 2年度0百万円</p>
		③ 減収額	—
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 規制区域の指定実績はこれまで無いものの、土地取引規制制度(規制区域制度、監視区域制度、注視区域制度、事後届出制)の円滑な運用を通じて、適正かつ合理的な土地利用の確保が図られている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 規制区域の指定実績はこれまで無いものの、土地取引規制制度(規制区域制度、監視区域制度、注視区域制度、事後届出制)全体の円滑な運用を通じて、適正かつ合理的な土地利用の確保が図られている。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>適正かつ合理的な土地利用の確保を図るためには、規制区域内で土地売買等の契約を不許可にされた土地所有者等が、都道府県知事等に取り組みを請求するインセンティブを与えることが効果的である。そのため、本特例の要件を満たす土地の譲渡について、税負担を軽減することが有効である。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性	<p>規制区域制度の円滑な運用を通じた、適正かつ合理的な土地利用を進めるためには、これに伴う税負担を迅速かつ確実に軽減することが効果的である。このため、予算上の措置(補助事業)と比較して、毎年</p>

		等	の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法を取ることが適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、規制区域制度の円滑な運用を通じて各地域の適正かつ合理的な土地利用が図られるものであるから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		仮に規制区域内の土地売買等の契約を不許可とされた場合、土地所有者等は都道府県知事等以外に買取りを請求できないことから、本特例措置無くして規制区域制度の円滑な運用は困難である。つまり、本特例措置により、土地所有者等が不許可処分を受けた場合の都道府県知事等への土地の譲渡が促進され、規制区域制度の円滑な運用、ひいては適正かつ合理的な土地利用の確保に資することとなる。 したがって、法施行以来規制区域の指定実績はないものの、都市開発や災害時等における投機的取引の発生可能性に鑑みると、規制区域制度は存置する必要がある、当該制度の円滑な運用に資する本特例措置も同様に存置する必要がある。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月(事後評価)(国交 09)

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		避難解除区域等に係る特例措置(収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等)の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義
		② 上記以外の税目	所得税:外、個人住民税:外
3	内容		<p>《制度の概要》</p> <p>現在、避難解除区域等において、都市施設である「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備にあたり、収用交換等の対象となる資産に係る譲渡所得の特別控除等(5,000万円特別控除等)の適用を受けるところ、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても適用する。</p> <p>また、当該特別控除等については、都市計画決定後かつ都市計画事業認可以前においても適用を受けるところ、同様に、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても適用する。</p>
			<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島復興再生特別措置法第32条 ○都市計画法第11条第12項 ○租税特別措置法第33条の4、第65条の2、 ○租税特別措置法施行規則第14条第5項第4号の8
4	担当部局		都市局 都市計画課、市街地整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成29年度～令和2年度
6	創設年度及び改正経緯		平成27年度 収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等の対象となる事業の拡充(一団地の復興再生拠点市街地形成施設) 平成29年度 避難解除区域等に係る特例措置(収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等)の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大
7	適用期間		—
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>「帰還困難区域の取扱いに関する考え方(平成28年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議決定)」において、帰還困難区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備することとされた。</p> <p>また、国道6号をはじめ、広域的なネットワークを構成する主要道路(これに接する部分や常磐道の追加インターチェンジを含む)について、安心して通行又は利用できるよう、除染等の整備を行うこととされた。</p> <p>整備にあたっては、除染とインフラ整備が一体的かつ効率的に行われる予定である。</p> <p>これらの政府方針を踏まえ、今後実施される復興拠点等の整備等を行う。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○福島復興再生特別措置法</p> <p>○福島復興再生基本方針</p> <p>3 福島復興及び再生の基本理念、基本姿勢</p> <p>(2)原子力災害による被害を受けた福島の特異な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な施策の実施</p> <p>■原子力災害からの福島復興の加速に向けて(平成25年12月閣議決定、平成27年6月改定)</p> <p>2. 新たな生活の開始に向けた取り組みを拡充する。</p> <p>(2)復興拠点の整備</p> <p>地元の各市町村は復興拠点の整備を計画している。市町村ごとに相違はあるものの、こうした町内の復興拠点は、おおむね、複数の施設・機能から構成され、新しいまちづくりにおける中核としての位置づけがなされている。こうした町内の復興拠点について、円滑かつ迅速に整備が進むよう、平成27年5月に施行された改正福島復興再生特別措置法において創設した復興再生加速化交付金(帰還環境整備交付金)による一団地の復興再生拠点整備制度をはじめ、様々な支援策等を柔軟に活用し、各市町村のニーズにワンストップで対応しつつ支援していく。</p> <p>■「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本指針(平成28年3月閣議決定)</p> <p>2. 各分野における今後の取り組み</p> <p>(4)原子力災害からの復興・再生</p> <p>④中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化(略)</p> <p>市町村内外の復興拠点については、一団地の復興再生拠点市街地形成施設制度など、福島再生加速化交付金を始めとするさまざまな支援策の柔軟な活用等により円滑かつ迅速な整備を支援していく。</p> <p>(以下略)</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>■復興庁政策評価体系</p> <p>施策(3)原子力災害からの復興に係る施策の推進</p>	
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>復興拠点等の整備等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置が適用されることで用地取得が迅速化され、復興拠点等の整備に要する事業期間が短縮されることにより、復興拠点等の整備等が促進される。</p>	
9	有効性等	① 適用数	<p>平成29年度:0件</p> <p>平成30年度:2件</p> <p>令和元年度:5件</p>

		<p>令和2年度:2件 ※地方公共団体への調査を基に記載 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」に記載される情報は、他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例に係る数値のみを抽出することができないため、当該情報を用いていない。</p>
	②: 適用額	<p>平成29年度:— 平成30年度:19百万円 令和元年度:48百万円 令和2年度:19百万円 ※地方公共団体への調査を基に記載 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」に記載される情報は、他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例に係る数値のみを抽出することができないため、当該情報を用いていない。</p>
	③: 減収額	<p>平成29年度:— 平成30年度:19百万円×0.2974=6百万円 令和元年度:48百万円×0.2974=14百万円 令和2年度:19百万円×0.2974=6百万円 ※算出根拠:適用額×法人実効税率</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例措置により、避難解除区域等及び帰還困難区域における市町村において、復興拠点等の整備が促進された。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 帰還困難区域内の双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業において本特例措置の適用がなされた。当該事業は令和元年度に工事着手し、用地取得造成や公共施設整備等、復興拠点となる市街地の整備が進められている。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置は、効率的かつ円滑な用地取得が可能となり、復興拠点等の整備等に大きな役割を果たす。</p>
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 避難指示解除区域等においては、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備にあたり租税特別措置が講じられているところ、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても、効率的かつ円滑な用地取得を可能とするためには、租税特別措置を講ずることが妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 —</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性 一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に係る都市計画事業は市町村等が施行するものであり、地方公共団体の政策実現にも寄与するものであるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>

11	有識者の見解	—
12	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置の実施により、避難解除区域等及び帰還困難区域における市町村において、復興拠点等の整備を推進していく。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	熊本地震による被害等からの復旧及び今後の災害への対応の観点からの税制上の措置(被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例)
2	対象税目	法人税:義、法人住民税:義
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	所得税: 外、個人住民税: 外
3	内容	<p>《制度の概要》</p> <p>① 被災市街地復興推進地域内にある土地等が、次に掲げる場合に該当することとなった場合、譲渡所得の1,500万円特別控除を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等に買い取られた場合 ・被災市街地復興土地区画整理事業において公営住宅等の用地に供する保留地の対価の額に対応する土地等の部分の譲渡があった場合 <p>② 独立行政法人都市再生機構が施行する次に掲げる事業の用に供される土地等が土地開発公社に買い取られる場合、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例(軽減税率)を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市街地復興土地区画整理事業 ・住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業 <p>③ 土地等が次に定める事業の用に供するために地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構(土地開発公社を含む。)に買い取られ対価を取得する場合、譲渡所得の5,000万円特別控除等を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業 ・住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業 <p>《関係条項》</p> <p>【租税特別措置法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第65条の4第1項 ② 第62条の3第4項 ③ 第64条、第64条の2
4	担当部局	都市局市街地整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成29年度～令和2年度
6	創設年度及び改正経緯	平成29年度 創設 令和2年度 ②につき延長(3年間)

7	適用期間		①恒久措置 ②令和4年12月31日まで ③恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 被災市街地復興土地区画整理事業等により、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図る。 《政策目的の根拠》 ・被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第3条 「国及び地方公共団体は、大規模な火災、震災その他の災害が発生した場合において、これらの災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業(中略)等による当該市街地の整備改善及び公営住宅等の供給に関する事業の実施等による当該市街地の復興に必要な住宅の供給のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」 ・「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月閣議決定) 第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン 5. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興 (2) 東日本大震災等からの復興 「災害からの復旧・復興に全力を尽くす。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 被災市街地復興推進地域等において施行される被災市街地復興土地区画整理事業等に係る事業用地の取得を円滑化し、早期に必要な事業用地を確保する。 ※被災市街地復興土地区画整理事業等に係る事業用地の取得に要する期間は事業によって様々であり一律の定量目標を設定することは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 早期に必要な事業用地が確保されることで、早期の事業完了につながり、災害を受けた市街地の復興に寄与する。
9	有効性等	① 適用数	① 平成29年度 0件 (0件) 平成30年度 0件 (0件) 令和元年度 0件 (0件) 令和2年度 0件 (0件) ② 平成29年度 0件 (0件) 平成30年度 0件 (0件) 令和元年度 0件 (0件) 令和2年度 0件 (0件) ③ 平成29年度 0件 (0件) 平成30年度 0件 (81件) 令和元年度 0件 (0件) 令和2年度 0件 (0件)

		<p>※法人の適用数。括弧書きは個人の適用数。 ※地方公共団体への税制特例適用実績等調査を基に記載。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」に記載される情報は、他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例に係る数値のみを抽出することができないため、当該情報を用いていない。</p>
	②: 適用額	<p>① 平成 29 年度 0百万円 (0百万円) 平成 30 年度 0百万円 (0百万円) 令和元年度 0百万円 (0百万円) 令和2年度 0百万円 (0百万円)</p> <p>② 平成 29 年度 0百万円 (0百万円) 平成 30 年度 0百万円 (0百万円) 令和元年度 0百万円 (0百万円) 令和2年度 0百万円 (0百万円)</p> <p>③ 平成 29 年度 0百万円 (0百万円) 平成 30 年度 0百万円 (1,159 百万円) 令和元年度 0百万円 (0百万円) 令和2年度 0百万円 (0百万円)</p> <p>※法人の適用額。括弧書きは個人の適用額。 ※地方公共団体への税制特例適用実績等調査を基に記載。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」に記載される情報は、他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例に係る数値のみを抽出することができないため、当該情報を用いていない。</p>
	③: 減収額	<p>① 平成 29 年度 0百万円 (0百万円) 平成 30 年度 0百万円 (0百万円) 令和元年度 0百万円 (0百万円) 令和2年度 0百万円 (0百万円)</p> <p>② 平成 29 年度 0百万円 (0百万円) 平成 30 年度 0百万円 (0百万円) 令和元年度 0百万円 (0百万円) 令和2年度 0百万円 (0百万円)</p> <p>③ 平成 29 年度 0百万円 (0百万円) 平成 30 年度 0百万円 (232 百万円) 令和元年度 0百万円 (0百万円) 令和2年度 0百万円 (0百万円)</p> <p>※法人税・法人住民税の減収額。括弧書きは所得税・個人住民税の減収額(②適用額を長期譲渡所得とみなして税率 20%を乗じた)。 ※地方公共団体への税制特例適用実績等調査を基に記載。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」に記載される情報は、他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例に係る数値のみを抽出することができないため、当該情報を用いていない。</p>

		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>「熊本都市計画事業 益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業」(施行者:熊本県)が平成30年度に事業計画認可、令和元年度に着工と、被災市街地の復興に向けて事業が進捗している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>直近4年間で法人への適用実績がなかったものの、平成30年度には「熊本都市計画事業 益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業」にて③の特例について個人への適用実績が81件あり、事業用地の取得の円滑化に寄与しているものと考えられる。</p> <p>なお、①・②の特例について、「熊本都市計画事業 益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業」においては適用機会がなかったものの今後新たに被災市街地復興土地地区画整理事業等が施行される場合には適用可能性がある。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例により、被災市街地復興土地地区画整理事業等が円滑に施行されることで、早期の事業完了による経済的損失の低減、防災性の向上した市街地形成による人命リスクや地震・火災等による被害のリスクの低減が図られるため、税収減を是認する効果が有ると考えられる。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>阪神・淡路大震災及び東日本大震災の際には特別立法により税制上の対応を行ってきたところであるが、本特例は、災害が頻発していることを踏まえ、規定を常設化したものであり、租税特別措置法上の措置によることが適切と考えられる。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>税制以外の措置としては予算上の措置が想定されるが、予算上の措置は施行者に対して支援を行うものである一方、本特例は事業に必要な用地を提供する法人・個人に対して支援を行うものであり、役割分担がなされている。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例は地方公共団体等が施行する被災市街地土地地区画整理事業等に適用されるものであり、国税及び地方税の特例を措置することにより、国と地方公共団体が協力して早期の復興を図ることを見込むものである。</p>
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		<p>本特例は被災市街地復興土地地区画整理事業等に係る事業用地の取得の円滑化に寄与している。今後も被災市街地復興土地地区画整理事業等を円滑に実施し、政策目標を達成するため、引き続き存続すべき制度である。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年12月